

仮想通貨に関する課税関係について

仮想通貨に関する課税関係の取扱いについて、今年度の税制改正において明確化されましたので、その内容について記載します。

1. 仮想通貨に関する課税の取扱い

一定の場合を除き、仮想通貨で商品等の購入をした場合、現金化した場合、他の仮想通貨と交換した場合などに、その時点の仮想通貨の時価と取得費等の差額が所得として認識されます。所有者が個人の場合は「雑所得（総合課税）」として課税対象となります。

<仮想通貨の所得計算方法>

仮想通貨利用時等の時価相当額 - 必要経費

必要経費には、仮想通貨の取得価額や購入時の手数料（譲渡原価）の他、売却時の手数料などの直接要した経費も含まれます。

2. 今年度の税制改正により明確化されたこと

(1) 譲渡原価の算出方法

仮想通貨の所得計算上その譲渡原価の算出については、これまでも「移動平均法」や「総平均法」によりその譲渡原価を算出して所得を計算していましたが、その取扱いが下記のように明確化されました。

所有者	原則 (法定算出方法)	例外 (届出書提出により選択可能)	届出書
個人	総平均法	移動平均法	所得税の仮想通貨の評価方法の届出書
法人	移動平均法	総平均法	短期売買商品等の一単位あたりの帳簿価額の算出方法の届出書

法定算出方法以外を選択する場合には、(種類ごと、現物取引と信用取引ごとに)最初に取得した年または事業年度の申告期限までに上記の届出書を税務署へ提出する必要があります。しかし、改正法施行日の平成31年4月1日前から保有している場合は、それ以降最初に到来する申告期限までに届出書を提出すれば、法定算出方法でない方法を選択することができます。

なお、「総平均法」であれば、一般的に取引業者から発行される「年間取引報告書」があれば算出し易いと思われます。

また、譲渡原価を算出するための計算書が国税庁のHPに公開されていますので、それを利用して算出すると便利です。

(2) 期末評価方法（法人のみ）

法人が事業年度末で仮想通貨を保有している場合、その仮想通貨の評価方法は下記のように明確化されました。

	評価方法	信用取引残の場合	経過措置
活発な市場が存在する仮想通貨	時価法	事業年度末に決済があったものとみなして損益計上	4月1日前に開始し、同日以後に終了する事業年度は「原価法」も適用可
活発な市場が存在しない仮想通貨	原価法	—	—

「活発な市場」とは、十分な取引量や頻度で取引されており、客観的に時価が明らかである場合に該当するものとして、その法人の期末時点の時価で評価し、差額はその事業年度の損益で計上します。そうでない仮想通貨は期末での損益は法人税法上認識しません。

(3) 概算取得費の採用（個人のみ）

個人での雑所得の金額の計算上、譲渡した仮想通貨の取得価額が不明である場合には、「仮想通貨の売却収入の5%」を概算取得費として、雑所得の金額の計算上の譲渡原価として採用することが認められました。

	原則	例外
雑所得の金額の計算上の譲渡原価の金額	実際の取得価額+購入時手数料により上記 (1)の算出方法により算出した金額	売却収入の5%（概算取得費）

実際の譲渡原価が分かっている場合でも、概算取得費を採用することはできますし、採用にあたって届出も必要ありませんので、有利不利の判断をしてから「概算取得費」を採用することも可能です。また、仮想通貨の取得事由によっては、実際の取得価額が零という場合もありますが、通達には取得事由については明記されていませんので、それでも概算取得費が採用できるということであれば、所得計算上有利になるケースも考えられます。

仮想通貨の税務上の取扱いは、今年度の税制改正で明確化されましたが、まだまだ税務上疑問点が残るところもあり、さらに、来年度税制改正要望として、個人課税についてですが、「申告分離課税の適用」「損益通算・繰越控除の適用」「少額非課税制度の導入」など採用されればかなり有利となりますので今後の改正の動向も注目すべきです。